

# バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示全般について

## 1. 開示方針

当行グループ（当連結グループ、以下同じ）では自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、バーゼル関連開示事項を含む財務計数等を管理し、適時に開示する枠組みとしております。また、取締役会はその枠組みを管理し、適切な開示のための体制を確認しております。

## 2. バーゼル委員会の定める開示変更の日程

バーゼル開示についてはバーゼル委員会からの方針に基づき、以下のとおり変更の予定です。

フェーズ	時期	主な拡充内容
3前半	2022/3以降	・流動性比率、担保資産、不良債権等、配当制限等に繋がるトリガー水準に新様式を適用し定量的開示内容等を拡充
3後半	2023/3以降	・信用リスク、オペレーショナル・リスク、信用評価調整（CVA）に新様式を適用し定量的開示内容等を拡充

・このため変更時に新様式と旧様式を並用する場合があります。

## 3. バーゼル規制に基づく主要な指標の推移

KM1：主要な指標（連結）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期 2020年3月	前四半期 2019年12月	前々 四半期 2019年9月	ハの 前四半期 2019年6月	ニの 前四半期 2019年3月
資本						
1	普通株式等Tier1資本の額	221,504	260,994	255,554	249,510	252,068
2	Tier1資本の額	221,604	261,101	255,678	249,622	252,195
3	総自己資本の額	236,482	274,869	268,535	261,735	264,462
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	2,294,518	2,310,958	2,251,397	2,213,822	2,243,467
自己資本比率						
5	連結普通株式等Tier1比率	9.65	11.29	11.35	11.27	11.23
6	連結Tier1比率	9.65	11.29	11.35	11.27	11.24
7	連結総自己資本比率	10.30	11.89	11.92	11.82	11.78
資本バッファ						
8	資本保全バッファ比率	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50
9	カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10	G-SIB/D-SIBバッファ比率	—	—	—	—	—
11	最低連結資本バッファ比率	2.50	2.50	2.50	2.50	2.50
12	連結資本バッファ比率	2.30	3.89	3.92	3.82	3.78
連結レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額	5,140,634	4,885,299	5,155,482	4,976,591	5,070,523
14	連結レバレッジ比率	4.31	5.34	4.95	5.01	4.97
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	930,106	977,556	867,244	829,171	836,785
16	純資金流出額	639,641	679,587	629,258	548,152	619,073
17	連結流動性カバレッジ比率	145.4	143.8	137.8	151.2	135.1

・平成27年金融庁告示第7号の別紙様式第5号及び平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第10号に基づく開示事項です。

## KM1：主要な指標（単体）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期 2020年3月	前四半期 2019年12月	前々 四半期 2019年9月	ハの 前四半期 2019年6月	ホの 前四半期 2019年3月
資本						
1	普通株式等Tier 1 資本の額	215,441	254,234	249,318	243,537	246,246
2	Tier 1 資本の額	215,441	254,234	249,318	243,537	246,246
3	総自己資本の額	229,851	267,535	261,633	255,134	257,982
リスク・アセット						
4	リスク・アセットの額	2,275,381	2,294,128	2,234,078	2,197,295	2,225,287
自己資本比率						
5	普通株式等Tier 1 比率	9.46	11.08	11.15	11.08	11.06
6	Tier 1 比率	9.46	11.08	11.15	11.08	11.06
7	総自己資本比率	10.10	11.66	11.71	11.61	11.59
資本バッファ						
8	資本保全バッファ比率	—	—	—	—	—
9	カウンター・シクリカル・バッファ比率	—	—	—	—	—
10	G-SIB/D-SIBバッファ比率	—	—	—	—	—
11	最低単体資本バッファ比率	—	—	—	—	—
12	単体資本バッファ比率	—	—	—	—	—
単体レバレッジ比率						
13	総エクスポージャーの額	5,124,138	4,868,827	5,138,465	4,960,929	5,053,853
14	単体レバレッジ比率	4.20	5.22	4.85	4.90	4.87
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額	930,106	977,556	867,244	829,171	836,785
16	純資金流出額	638,485	677,971	628,044	547,457	619,107
17	単体流動性カバレッジ比率	145.6	144.1	138.0	151.4	135.1

・平成27年金融庁告示第7号の別紙様式第4号及び平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第9号に基づく開示事項です。

## 4. 用語解説

## ■ バーゼル規制

スイスのバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制等の国際統一基準であり、自己資本比率規制（第1の柱）、総合的なリスク管理の評価と早期警戒制度の活用（第2の柱）、情報の開示（第3の柱）からなります。自己資本比率の算定については「銀行法第14条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号、「自己資本比率告示」と略す）の一部改正に伴い2013年3月末よりバーゼルⅢ国際統一基準が、2014年3月末より国内基準が適用されています。なお、当行グループは2016年3月にシンガポール支店を開設したため、自己資本比率の算定については2016年3月末より国内基準から国際統一基準に移行しております。

## ■ 自己資本比率

自己資本額をリスク・アセット額で除して得られる比率です。国際統一基準を採用する金融機関は、総自己資本比率として8%以上が必要とされています。また、Tier 1 比率として6%以上、普通株式等Tier 1 比率として4.5%以上が必要とされています。

## ■ レバレッジ比率

Tier 1 自己資本額をエクスポージャー合計額で除して得られる比率です。国際統一基準を採用する金融機関では3%以上が必要とされています。

## ■ 流動性カバレッジ比率

適格流動資産額を基準日から30日間のネット資金流出額で除して得られる比率です。国際統一基準を採用する金融機関では100%以上が必要とされています。

#### ■ 資本バッファ比率

総自己資本比率が最低基準（原則8%）を上回る余力を示す比率です。国際統一基準を採用する銀行では、資本バッファ比率が最低資本バッファ比率（資本保全バッファ比率+カウンター・シクリカル・バッファ比率）を下回ると社外流出制限措置が適用されることがあります。

#### ■ G-SIB

メガバンク、大手証券会社など金融システム上重要な金融機関。

#### ■ 資本保全バッファ比率

国際統一基準を採用する地方銀行（非G-SIB）では2.5%です。

#### ■ カウンター・シクリカル・バッファ比率

各国当局が定めるカウンター・シクリカル・バッファ比率に対し、各銀行グループが保有する各国別リスク・アセットの額にて加重平均して得られる比率。2020年3月末時点で国当局が定めるカウンター・シクリカル・バッファ比率の水準は、日本はじめ多くの国では0%ですが、フランス・香港・ルクセンブルク等は0.25~1.0%です。2020年3月末では当行グループにおいて当該比率は表示単位未満なので0.00%と算定しております。

#### ■ オン・バランス項目

主に、貸借対照表上に表示される項目です。

#### ■ オフ・バランス項目

主に、貸借対照表上に表示されない項目です。

#### ■ エクスポージャー

リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、有価証券、外国為替取引、デリバティブ取引等の残高が該当します。

#### ■ リスク・アセット

リスクを有する資産（貸出金や有価証券等）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じて算出した金額です。

#### ■ 標準的手法

当行グループの採用している信用リスク・アセットを算出するための3つの選択肢の一つです。この他に基礎的の内部格付け手法、先進的の内部格付け手法があります。

#### ■ 基礎的手法

当行グループの採用しているオペレーショナル・リスクを算出するための3つの選択肢の一つです。この他に粗利益配分手法、先進的計測手法があります。

#### ■ リスク・ウェイト

リスク・アセットを算出するための掛け目です。標準的手法では外部格付けや属性情報等に基づく設定値を利用します。有価証券のリスク・アセットについては国際統一基準では時価、国内基準では簿価で算定しております。

#### ■ オリジネーター

証券化取引において、保有する資産を流動化し資金を調達する会社（原資産の所有者）です。

#### ■ グロス

正の値と負の値を相殺する前の正の値（あるいは負の値）を指します。

#### ■ デリバティブ

金融派生商品ともいい、金利スワップ、通貨オプション等のオフ・バランス取引を指します。

#### ■ クレジット・デリバティブ

特定の企業や債券の信用リスクを移転するためのデリバティブ取引です。

#### ■ VAR (Value at Risk (バリュー・アット・リスク))

一定の保有期間と確率（信頼区間）及び過去の観測期間に基づき、資産の時価の最大損失可能額を求める手法です。

#### ■ CVA (Credit Valuation Adjustment)

金融派生商品のエクスポージャーの信用評価調整です。

#### ■ 中央清算機関関連エクスポージャー

先物取引や派生商品取引等を取引所と行っていることによる信用エクスポージャーです。

#### ■ TLAC (Total Loss Absorbing Capacity)

G-SIBが相殺不可条項などを備えたTLAC適格債を発行することで、破綻時にG-SIBの損失を投資家が吸収できるようにし、政府などの公的負担を減らす枠組み。当行など投資家のTLAC保有額の合計金額がTier 1 自己資本の5%を超える場合、超過分は投資家の少数出資金融機関の合計に算入され、それがTier 1 自己資本の10%を超える場合、当行の自己資本調整額に算入されます。

# バーゼルⅢ 自己資本比率規制 第3の柱に基づく開示 (自己資本の充実の状況等)

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年2月18日 金融庁告示第7号）」及び「銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日 金融庁告示第21号）」として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を当該告示に則り、開示するものです。

当行グループは、「平成26年金融庁告示第7号」として記載している自己資本比率は、2016年3月末より「国際統一基準」に定められた算式に基づき算出しております。流動性規制に関する開示項目につきましては、平成27年金融庁告示第7号附則に基づき2016年度より開示しております。

なお、本資料は内部管理において使用している計数に基づき作成したものです。

目次	I 自己資本の構成に関する開示事項	IV レバレッジ比率に関する開示事項
	II 定性的な開示事項	V 報酬等に関する開示事項
	III 定量的な開示事項	

## I 自己資本の構成に関する開示事項

### I-1. 連結 自己資本の構成

#### CC1：自己資本の構成（連結）

バーゼルⅢ 国際統一基準 連結

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ	
		2020年3月末	2019年3月末	別紙様式第十四号 (CC2)の参照項目	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	209,283	206,712		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	39,727	39,528	1-a、1-b	
2	うち、利益剰余金の額	174,604	169,267	1-c	
1c	うち、自己株式の額 (△)	4,064	920	1-d	
26	うち、社外流出予定額 (△)	983	1,164		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	-		
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	23,325	55,452		
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-		
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	232,609	262,164		
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)					
8+9	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	11,122	10,097	2-a	
8	うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	-		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	11,122	10,097		
10	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	3-a	
11	繰延ヘッジ損益の額	△16	△1	4	
12	適格引当金不足額	-	-		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		
15	退職給付に係る資産の額	-	-		
16	自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
20	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
21	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
24	うち、無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
25	うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-		
27	その他Tier1資本不足額	-	-		
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	11,105	10,096		
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	221,504	252,068		
その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-		
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	100	126		
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-		
35	うち、銀行の連結子法人等 (銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	100	126		

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2020年3月末	2019年3月末	別紙様式第十四号 (CC2)の参照項目
その他Tier1資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
42	Tier2資本不足額	—	—	
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—	
その他Tier1資本				
44	その他Tier1資本の額 ( (ニ) - (ホ) ) (ヘ)	100	126	
Tier1資本				
45	Tier1資本の額 ( (ハ) + (ヘ) ) (ト)	221,604	252,195	
Tier2資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額	—	—	
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	—	—	
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	23	29	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—	—	
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	14,854	12,237	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	14,854	12,237	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額	—	—	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	14,877	12,267	
Tier2資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier2資本調達手段の額	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	—	—	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—	
Tier2資本				
58	Tier2資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	14,877	12,267	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	236,482	264,462	
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	2,294,518	2,243,467	
連結自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	連結普通株式等Tier1比率 ( (ハ) / (ヲ) )	9.65%	11.23%	
62	連結Tier1比率 ( (ト) / (ヲ) )	9.65%	11.24%	
63	連結総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	10.30%	11.78%	
64	最低連結資本バッファ比率	2.50%	2.50%	
65	うち、資本保全バッファ比率	2.50%	2.50%	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	0.00%	0.00%	
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率	—	—	
68	連結資本バッファ比率	2.30%	3.78%	

## バーゼルⅢ 国際統一基準 連結

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2020年3月末	2019年3月末	別紙様式第十四号 (CC2)の参照項目
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目 不算入額	19,588	18,402	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株 式に係る調整項目不算入額	641	824	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整 項目不算入額	1,951	—	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	14,854	12,237	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	27,605	26,953	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事 業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポ ージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零 を下回る場合にあっては、零とする。）	—	—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	—	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達 手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る 場合にあっては、零とする。）	—	—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達 手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る 場合にあっては、零とする。）	—	—	

- ・上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第5号に基づく開示事項です。
- ・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1に記載された番号を指します。

## I-2. 単体 自己資本の構成

### CC1：自己資本の構成（単体）

パーゼルⅢ 国際統一基準 単体

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ	
		2020年3月末	2019年3月末	別紙様式第十三号 (CC2)の参照項目	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目（1）					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	200,395	198,657		
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	37,963	37,963	1-a、1-b	
2	うち、利益剰余金の額	167,480	162,778	1-c	
1c	うち、自己株式の額（△）	4,064	920	1-d	
26	うち、社外流出予定額（△）	983	1,164		
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-		
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	-		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	26,042	57,608		
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（イ）	226,438	256,265		
普通株式等Tier1資本に係る調整項目（2）					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	11,014	10,021	2-a	
8	うち、のれんに係るものの額	49	53		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	10,964	9,967		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	3-a	
11	繰延ヘッジ損益の額	△16	△1	4	
12	適格引当金不足額	-	-		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-		
15	前払年金費用の額	-	-		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-		
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-		
27	その他Tier1資本不足額	-	-		
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額（ロ）	10,997	10,019		
普通株式等Tier1資本					
29	普通株式等Tier1資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	215,441	246,246		
その他Tier1資本に係る基礎項目（3）					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-		
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額（ニ）	-	-		

バーゼルⅢ 国際統一基準 単体

(単位：百万円、%)

国際様式 の 該当 番号	項目	イ	ロ	ハ
		2020年3月末	2019年3月末	別紙様式第十三号 (CC2)の参照項目
その他Tier 1 資本に係る調整項目				
37	自己保有その他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	
39	少数出資金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	
40	その他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	
42	Tier 2 資本不足額	—	—	
43	その他Tier 1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—	
その他Tier 1 資本				
44	その他Tier 1 資本の額 ( (二) - (ホ) ) (ヘ)	—	—	
Tier 1 資本				
45	Tier 1 資本の額 ( (ハ) + (ヘ) ) (ト)	215,441	246,246	
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)				
46	Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	Tier 2 資本調達手段に係る負債の額	—	—	
	特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額	—	—	
47+49	適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
50	一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額	14,410	11,736	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額	14,410	11,736	
50b	うち、適格引当金Tier 2 算入額	—	—	
51	Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	14,410	11,736	
Tier 2 資本に係る調整項目 (5)				
52	自己保有Tier 2 資本調達手段の額	—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
54	少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
54a	少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有TLACに該当しなくなったものの額	—	—	
55	その他金融機関等のTier 2 資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	—	—	
57	Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—	—	
Tier 2 資本				
58	Tier 2 資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	14,410	11,736	
総自己資本				
59	総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	229,851	257,982	
リスク・アセット (6)				
60	リスク・アセットの額 (ヲ)	2,275,381	2,225,287	
自己資本比率及び資本バッファ (7)				
61	普通株式等Tier 1 比率 ( (ハ) / (ヲ) )	9.46%	11.06%	
62	Tier 1 比率 ( (ト) / (ヲ) )	9.46%	11.06%	
63	総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	10.10%	11.59%	
64	最低単体資本バッファ比率	—	—	
65	うち、資本保全バッファ比率	—	—	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	—	—	
67	うち、G-SIB/D-SIB バッファ比率	—	—	
68	単体資本バッファ比率	—	—	
調整項目に係る参考事項 (8)				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	18,063	16,894	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—	
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—	
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	907	—	

国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2020年3月末	2019年3月末	別紙様式第十三号 (CC2)の参照項目
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (9)				
76	一般貸倒引当金の額	14,410	11,736	
77	一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	27,414	26,775	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	
79	適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	—	—	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
83	適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	
84	適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	—	—	
85	適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—	—	

- ・ 上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第1号に基づく開示事項です。
- ・ 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件 (第3の柱) の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1に記載された番号を指します。

## II 定性的な開示事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

イ. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団 (以下において「連結グループ」という。) に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲 (特例企業会計基準等適用法人等 (規則第14条の7第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。)) にあっては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲 (以下「会計連結範囲」という。) に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

ロ. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は次の6社です。

名 称	主要な業務の内容
北国総合リース株式会社	リース業務
株式会社北国クレジットサービス	クレジットカード業務
北国保証サービス株式会社	信用保証業務
北国マネジメント株式会社	事業再生ファンド運営業務
北国債権回収株式会社	債権回収管理業務
株式会社デジタルバリュー	システム開発・運用・保守

ハ. 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等はありません。

二. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当する会社はありません。

ホ. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内において、資金及び自己資本の移動に係る制限等はありません。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行グループでは、経営の健全性の維持と安定的な収益の確保に資するため、自己資本の状況を管理しております。

2020年3月期の連結自己資本比率は10.30%、単体自己資本比率は10.10%であり、国際統一基準の8%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

今後も経営計画に基づいた業務推進から得られる利益による資本の積上げを目指すものですが、営業戦略上、一段の資本充実が必要な場合には自己資本増強の施策を検討するものです。

リスク管理の方法としては、自己資本比率による充実度の評価のほか、次の方法にて行っております。

#### ① 統合リスク管理

市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他リスクを対象に資本配賦額を設定したうえで、月次にてリスク量を把握しています。各リスク量を合計した統合リスク量は、自己資本の基本的項目から退職給付会計対応等の不確定要

素を控除した実質自己資本を算定して、対比することにより適切にコントロールし、十分な自己資本額の維持を図っております。また、金利上昇シミュレーションによる損益検討などの分析も行い、ヘッジ等の検討を行っております。

#### ② 自己資本額に対する金利ショック額の比率

金利ショック額に対する銀行勘定全体の経済価値の増減を自己資本額の一定割合に抑えることにより、自己資本の健全性維持を図っております。

今後は危機管理分野などその他のオペレーショナル・リスク管理の高度化と併せ、資本の効率的な運用推進が可能な自己資本管理態勢の強化に取り組み、健全性の維持と自己資本の充実を図るものです。

なお、連結子会社については、リスクが単体に比べ、僅少であることから、影響は限定的と考えております。

### 3. 連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

イ. 銀行のビジネスモデルとリスクプロファイルとの整合性がどのように確保されているかの説明及び銀行のリスクプロファイルが、取締役会で承認されたリスク許容量とどのように関連付けられているかの説明

当行では2018年4月から2024年4月までの6カ年を計画期間とする中期経営計画「コミュニケーション×コラボレーション×イノベーション2024」において、伝統的銀行業務（預金、貸金、為替・決済）への取組み継続と、カード、リース、コンサルティングといった非金融収入の増強を基本方針に掲げております。また、債券や株式等の有価証券運用も行っております。従いまして、貸出金にかかる信用リスクや有価証券運用にかかる市場リスク等のリスクが生じています。なお、中期経営計画最終年度（2024年3月期）において目標とする経営指標には、経常利益や税引後当期利益だけでなく自己資本比率の水準についても目標を掲げており、収益とリスクのバランスを適切に取りながらビジネスモデルの遂行を図ろうとしております。

リスク管理の体制については、「コーポレート・ガバナンス／リスク管理の体制」欄をご参照ください。

ロ. リスク・ガバナンス体制

計量リスク・非計量リスクについては、取締役会等で協議・報告の上、管理・コントロールしております。

「コーポレート・ガバナンス／リスク管理の体制」欄をご参照ください。

ハ. 銀行内でリスク文化を醸成するための方法

内部報告体制、内部統制システムを通じ、リスク文化の醸成に努めております。

またコンプライアンスプログラムに基づく従業員研修を実施しております。

詳しくは「コーポレート・ガバナンス／リスク管理の体制」、「コンプライアンス（法令等順守）」を参照ください。

ニ. リスク計測システムの対象範囲と主な特徴

VaRなどを利用して市場リスクや信用リスクなどの計量化を実施しております。

詳しくは「コーポレート・ガバナンス／リスク管理の体制」を参照ください。

ホ. 取締役及び取締役会等へのリスク情報の報告手続

取締役会、経営会議等を定期的に開催し、リスク情報の報告を実施しております。

詳しくは「コーポレート・ガバナンス／リスク管理」、「コンプライアンス（法令等順守）」における管理体制図を参照ください。

ヘ. ストレス・テストに関する定性的情報（ストレス・テストの対象となるポートフォリオ、採用したシナリオと使用した手法、リスク管理におけるストレス・テストの利用等）

経営会議等において、市場リスク、信用リスク、流動性リスクに係るリスクシナリオを策定、銀行の預金・貸出金・有価証券等に対し、定期的にストレステストを実施した上で、結果を報告・協議しております。

詳しくは「コーポレート・ガバナンス／リスク管理」を参照ください。

ト. 銀行のビジネスモデルから生じるリスクを管理、ヘッジ、削減するための戦略と手順、ヘッジと削減策の継続的な有効性をモニタリングするための手順

市場リスク、信用リスクに係るリスクヘッジについての体制を構築しております。

詳しくは「コーポレート・ガバナンス／リスク管理」、「デリバティブ取引関係」、「信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要」を参照ください。

### 4. 信用リスクに関する事項

イ. 「リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要」

i. ビジネスモデルに基づいた信用リスクプロファイルの説明

当行では中期経営計画において、伝統的銀行業務（預金、貸金、為替・決済）への取組み継続と、ここ数年の新しい取組み（カード、リース、コンサルティング）の更なる強化を基本方針に掲げております。その中で主に貸出業務・リース業務において信用リスクが生じています。

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難になり、銀行が損失を被るリスクをいいます。当行では信用リスクを特定・評価・監視・制御することにより、資産の健全性維持向上及び安定的な収益を確保することに努めております。

ii. 信用リスク管理方針を決定し、信用リスク限度額を設定する基準と方法

当行では融資業務の基本的な指針・規範である「クレジットポリシー」を制定し、「資産の健全性の維持向上および安定的な収益確保」を目的とした厳正な与信判断を通じて、取引先の信用リスクの適正な把握に努めております。

また、良質な与信ポートフォリオを維持、構築するためには、個々の企業審査、案件審査を的確に行うことが不可欠であり、個別案件の審査にあたっては取引先の事業性理解に取り組んだ上で信用格付・保全・資金使途・返済計画等を充分検討のうえ、総合的に判断しております。

iii. 信用リスク管理・コントロールに関する体制と組織

信用リスク管理においては、営業部門からは独立した組織である融資部がモンテカルロシミュレーション法※を用いて格付別に与信ポートフォリオの信用リスクを計量するとともに、適正な収益確保と信用リスクが予想以上に顕在化した場合においても経営への影響を対応可能な範囲内にとどめられるように、業種別、債務者別等で過度に与信が集中することのないよう管理しております。

なお、連結子会社については子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等順守を尊重しながら、適正な運営を行っております。

※ モンテカルロシミュレーション法・・・乱数を用いたシミュレーションを何度も行うことにより、リスク量を測定する方法

iv. 信用リスク管理部門、与信管理部門、コンプライアンス部門、内部監査部門の関係

詳しくは「コーポレート・ガバナンス／リスク管理体制図」を参照ください。

v. 信用リスクエクスポージャーと信用リスクの管理機能に係る報告の範囲と主な内容

計量した信用リスクや与信の集中度合いについては、半期毎に経営会議に報告されております。

ロ. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

i. 引当て・償却の方針及び方法

詳しくは「資料編／注記事項／連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項／5 会計方針に関する事項／(5) 貸倒引当金の計上基準」を参照ください。

ii. 信用格付付与、債務者区分、債権区分、資産分類の概要（区分の定義、区分方法及び対象資産の範囲に関する説明を含む。）と引当て・償却の額の算定方法

信用格付は、原則として取引先の財務情報に基づき決定された財務格付に対し、取引先の属性等による調整、及び自己査定基準による債務者区分との整合性を確保したうえで、最終的に決定しております。

債務者区分とは、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済能力を判定して、その状況等により債務者を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に区分することをいいます。要注意先に関しては要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理するため、自己査定の作業で条件緩和債権を有する債務者を条件緩和先として別途区分し、それ以外の要注意先をその他要注意先としております。

債権区分は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第6条第2項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条に定める資産の査定の基準に基づき、債権を債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として正常債権、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に区分することをいいます。

資産分類は、自己査定において、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類しております。

正常先・要注意先（要管理先（要注意先のうち、債権の全部または一部が3ヶ月以上延滞債権または貸出条件緩和債権である債務者）を含む）は、決算期における債権額に、各区分に応じた予想損失率を乗じて算出し、引当しております。但し、要注意先のうち一定の基準を満たす大口与信先に対しては、DCF法により償還可能額を算出し、不足額を引当しております。

破綻懸念先は、決算期においてⅢ分類を有する事業性と信先はDCF法により債権の償還可能額を算出し、不足額を引当しております。消費者ローンのみ先はⅢ分類を全額引当しております。

実質破綻先・破綻先は、決算期におけるⅢ分類額ならびにⅣ分類額の全額を引当しております。

また、自己査定結果に基づき資産の回収不能額について償却しております。

iii. 債権を危険債権以下に区分しない（あるいは破綻懸念先以下に区分されている先に対する債権と判定しない）ことを許容する三月以上延滞債権の延滞日数の程度、及びその理由

元本あるいは利息の支払い遅延が概ね6か月未満の延滞先について、延滞解消見込が合理的に説明可能であれば、危険債権以下に区分しないことを許容しています。なお、相続未了を理由とする場合にはこの限りではありません。

iv. 貸出条件の緩和を実施した債権（三月以上延滞債権及び危険債権以下に該当するものを除く）の定義（三月以上延滞債権及び危険債権以下に区分しない条件、貸出条件の緩和を実施したことに伴い引当金の額を増加させる条件の説明を含む。）

貸出条件緩和債権（以下、条件緩和債権）とは自己査定において「要注意先」と認定された債務者の、経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、かつ、基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない貸出金（「3ヶ月以上延滞債権」を除く）を指します。

条件緩和債権を有する債務者の引当額算定には、要管理先の引当方法を適用しています。

v. 引当金及び自己資本比率それぞれの算定に利用する信用リスクのパラメーターの主要な差異（デフォルトの定義やパラメーターの算出方法の差異を含む。差異がない場合は差異がないことの説明を含む。）

当行では標準的手法を使用しており、それぞれの算定におけるパラメーターの差異はありません。

ハ. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関はエクスポージャーの種類に応じて以下の格付機関を採用しております。

エクスポージャーの種類	格付機関
海外向けエクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)
外国の中央政府向けエクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
証券化エクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I) ・S&Pグローバル・レーティング (S&P) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
当行保有かつ運用を指図しない投資信託や投資事業組合への出資等の個々の裏づけ資産	・投資信託運用会社や投資事業組合が資産運用報告書等で使用する適格格付機関
上記以外のエクスポージャー	・(株)日本格付研究所 (JCR) ・(株)格付投資情報センター (R&I)

なお、連結子会社についても同様の基準によりリスク・ウェイトの判定を行っております。

## 5. 信用リスク削減手法（「派生商品取引及びレポ形式の取引等」に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

### イ. ネットティングを利用する方針及びプロセスの基本的な特徴並びにネットティングの利用状況に係る説明

信用リスク削減手法とは、銀行が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、不動産担保、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

当行では個別案件審査にあたり、取引先の経営状況、信用格付、資金使途、返済計画等を充分検討のうえ、総合的に判断しております。担保や保証による保全措置は、あくまでも安全性を補完する副次的な位置付けと認識しており、担保や保証に過度に依存した融資は行わないよう留意しております。ただし、審査の結果、担保や保証による保全措置が必要となった場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

### ロ. 担保評価・担保管理の方針・プロセスの基本的な特徴

当行が扱う信用リスク削減手法には、担保として自行預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証として人的保証、信用保証協会保証、民間の保証会社による保証、国や地方公共団体の保証等がありますが、その手続については、当行が定める「貸出規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金

相殺を用いる場合がありますが、当行が定める「事務取扱要領」や各種契約書等に基づき、法的に有効であることを確認のうえ手続きいたします。

なお、連結子会社においても、信用リスク削減手法として不動産担保、人的保証を用いております。

バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、現金、自行預金、債券、上場株式等の適格金融資産担保、国、地方公共団体、政府関係機関、信用保証協会、外部格付を有する法人等の保証、及び貸出金と担保として提供されていない自行預金との相殺が該当いたします。なお、信用リスク削減手法として保証を用いた場合は、エクスポージャーの額のうち、被保証部分について、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

なお、連結子会社にはバーゼルⅢで定められた適格金融資産担保、保証に該当する保全措置はありません。

### ハ. 使用する信用リスク削減手法におけるマーケット・リスク又は信用リスクの集中状況に関する説明（例えば、保証人の種類別、担保の種類別又はクレジット・デリバティブにおけるプロテクションの提供者別にエクスポージャーを集計したときの、特定の区分へのエクスポージャーの集中状況）

信用リスク削減手法に関しては、特定の業種やエクスポージャーに偏ることなく適用されております。

## 6. 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。）

派生商品取引及びレポ形式の取引等は市場リスク及び信用リスクを内包しています。市場リスクとは、金利・為替など市場変動により損失が発生するリスクであり、信用リスクとは、取引相手方の契約不履行により当初の契約どおりに取引が履行されなくなるリスクです。

当行ではリスク管理方針を制定し、取引の権限・ヘッジ方針を定めた各種業務要領に基づき、当行の市場規模・特性に応じた取引を行うことに努め、相互牽制が働く体制のもと厳正な運用・リスク管理を行っております。

### イ. カウンターパーティ及び中央清算機関に対するエクスポージャーに関するリスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針

#### ① カウンターパーティリスク

市場取引の相手方（いわゆる金融機関や証券会社等）との派生商品取引についてはカレントエクスポージャー方式（※1）、レポ形式の取引等については信用リスク削減手法における包括的手法で信用リスク・アセット額を算出し、派生商品取引の相手方の信用力についてはCVAリスクについても捕捉しております。与信限度枠については定期的にクレジットラインの順守状況を管理しております。

お客さまとの取引については、派生商品に限らず、他の貸出金取引や保全状況を勘案し、総合的に与信判断を行っております。

カウンターパーティリスクについては融資取引と同様にモンテカルロシミュレーション法により信用リスク量を算出し、このリスク量に基づきリスク資本配賦を実施しております。

#### ② 中央清算機関に関するリスク

中央清算機関を通じた派生商品取引及びレポ形式の取引等は行っておりません。

### ロ. 担保、保証、ネットティングその他の信用リスク削減手法に関する評価並びに担保等の管理の方針及び処分手続の概要

派生商品取引については、定期的に市場取引の相手方を見直

すとともに、CSA契約（※2）を締結する等、取引相手方の契約不履行に備え、信用リスク削減を図っております。

レポ形式の取引については、担保の効果を反映する方法について「包括的手法」を適用しております。取引期間中においてはマージン・コールにより取引対象の有価証券等の時価変動に応じた担保の受渡しを行い与信リスクの解消を行っております。

法的に有効な相対ネットティング契約は、適用しておりません。

### ハ. 誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理のための方針

誤方向リスクについてはエクスポージャーの管理により適宜対応する体制としております。カウンターパーティとの取引において取引相手方及び参照企業間に法的な関係が存在し、かつ、「個別誤方向リスク」が特定された取引に係る信用リスク・アセット額の算出においては、当該、「個別誤方向リスク」の特性を勘案しております。

### ニ. 自行の信用力悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

派生商品取引における自行のカウンターパーティリスクの見合いとして提供している担保については、自行の信用力の悪化により追加的な担保の提供が必要となる場合も想定されますが、その影響は極めて限定的であります。

レポ形式の取引にかかる担保提供については、追加的な提供が必要となるケースは提供した担保の時価が下落した場合であり、当行の信用力の悪化の影響はありません。

※1 カレントエクスポージャー方式…派生商品取引の信用リスクを計測する手段の一つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、さらに、契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャルエクスポージャー）を付加して算出する方法

※2 CSA契約…派生商品取引を行ううえで、取引当事者間で担保資産を提供することで相互に信用補完をする取決め。カウンターパーティリスクを保全・削減する為、取引当事者間で相互に現金や高格付の債券等担保資産を差し入れる契約

## 7. 証券化取引に係るリスクに関する事項

### イ. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

当行グループは、投資家の立場として証券化取引について関与しております。

投資にあたっては、リスクの所在、程度、スキームリスク等を検討し、個別案件ごとに投資の可否を判断しております。証券化エクスポージャーについては、外部格付及びその推移を検証しており、他の債券等と一括して月次で経営会議に報告する体制となっております。

証券化エクスポージャーにあたる融資に関しても、取組み時にスキームやリスク特性を把握し、適時に裏付資産に関する情報を把握する体制としております。

なお、連結子会社については子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等遵守を尊重しながら、適正な運営を行っております。

### ロ. 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号まで（自己資本比率告示302条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行グループでは、証券化エクスポージャー管理基準を制定し、①包括的なリスク特性に係る情報、②裏付資産の包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報、③証券化取引についての構造上の特性などを適時に把握する体制を整備しております。

### ハ. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称

当行グループは証券化目的導管体を用いた第三者の資産に係る証券化取引は行っておりません。

### ニ. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

当行グループは証券化目的導管体を用いた証券化取引は行っておりません。

### ホ. 証券化取引に関する会計方針の概要

当行グループは、オリジネーターとして証券化取引を行っておりませんので、オリジネーターとしての会計方針はございません。今後証券化取引を行う際には会計方針を策定する予定です。

なお、当行グループは、投資家としての証券化取引については「金融商品に関する会計基準」及び日本公認会計士協会が公表する「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な会計処理を行っております。

### ヘ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社の格付機関を採用しております。

- ・(株)日本格付研究所 (JCR)
- ・(株)格付投資情報センター (R&I)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

## 8. オペレーショナル・リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、銀行業務の過程・役職員の活動・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象の生起により当行グループが損失を被るリスクをいいます。

当行では、①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④風評リスク、⑤人的リスク、⑥有形資産リスク、⑦経営リスクの7つに分けて管理しております。

管理にあたっては、オペレーショナル・リスク管理細則を定め、経営管理部リスク管理課にて当該リスク全般を一元的に管理するとともに、各リスク所管部署が「事務リスク管理細則」、「システムリスク管理細則」等のリスク管理細則を制定し、リスク管理に努めております。

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていくうえで可能な限り回避すべきリスクであり、重要なリスクの認識・評価・コントロールを実施する上で効果的な体制を整備すること、及びリスクの顕在化に備え事故処理態勢・緊急時態勢を整備することにより、リスクの高まりを早期に検知し、リスクが顕現化する前に適切な対応を行うべく、リスク管理向上に取り

組んでおります。

当行では、金融業務の高度化・多様化、およびシステム化等の進展に伴い生じる様々なオペレーショナル・リスクを適切に特定・計測・管理するため、内部損失データの収集および分析等情報収集に努め、管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

また、リスク管理にかかる重要な事項およびリスクの状況については取締役会等において経営陣に報告する体制をとっております。

なお、連結子会社のオペレーショナル・リスクについては、子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等順守を尊重しながら、適正な運営を行っております。

### ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。）

オペレーショナル・リスク相当額の算出には、「基礎的手法」を使用しております。

## 9. 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャー（以下「出資等又は株式等エクスポージャー」という。）に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

出資・株式等に関しては、半期ごとに取締役会においてリスク資本の資本配賦額を設定して管理しております。資本配賦額の90%をアラームポイントとし、これを超えた場合は経営会議に報告し対応を協議する態勢となっております。

リスク量はVaR法により計測しており、株式等の評価については子会社株式については移動平均による原価法、その他の有価

証券のうち時価のあるものについては時価法、時価のないものについては移動平均による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、連結子会社については子会社等統括規程に基づき、各子会社等の独立性と法令等順守を尊重しながら、親会社に準じた管理を行っております。

## 10. 金利リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、貸出金、有価証券等の資産と預金等の負債との期間構造が異なるため、市場金利の変動を受けた場合の資産・負債それぞれの価値の変動や将来の収益性に対する影響をいいます。

- ・リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

「統合的リスク管理規程」に基づき、半年毎に資本配賦額を設定しております。金利リスクを含む市場リスクに対する資本配賦額の90%にアラームポイントを設定し、リスク量（VaR＝予想最大損失額）のコントロールを行っております。なお、バックテスティングやストレステストにより、計量化の手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めております。

- ・金利リスク計測の頻度

株式、債券等の有価証券のリスク量は日次ベース、貸出金や預金などを含むすべての資産負債のリスク量は月次ベースで計測を行っております。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

半年毎に金利リスクのヘッジ方針を策定しております。ヘッジ手段の会計上の取り扱いについては有価証券報告書に記載のとおりです。

### ロ. 金利リスクの算定手法の概要

- ・開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下この10.において同じ。）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
円3.7年、外貨1.25年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
円10年、外貨5年
- 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提  
円預金については、残高時系列データから預金残存額を3局面モデルでパラメータ推計し、また、預金金利の時系列データと市場データとの回帰分析により預金金利の市場金利に対する追従率を推計することで、デュレーション・金利感応度を計算しております。  
外貨預金については、50%についてコア預金とし、最長年限まで均等に流出すると仮定しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
開示告示に関するQ&Aに定める保守的な前提を採用しております。  
住宅ローンの期限前返済率 3%  
定期預金の早期解約率 13%
- 複数の通貨の集計方法及びその前提  
日本円及び米ドル等（総資産あるいは総負債の5%を上回るその他の通貨を含む）について、それぞれ各シナリオ別の経済的価値が減少した場合の減少額 $\Delta$ EVEを算出し、 $\Delta$ EVEをシナリオ毎に単純合計しています。  
通貨間の相関は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）  
途中の変更等は考慮していません。

- 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
円流動性預金については内部モデルを使用しています。

- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
外貨流動性預金について当局指定モデルによる計測を行っています。

- 計測する関連子会社の基準  
会社法上の大会社のみを対象としています。

- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
円流動性預金のデュレーションが短くなったため、金利平行低下での $\Delta$ EVEが減少しております。

- 計測値の解釈や重要性に関する説明  
 $\Delta$ EVEは基準となるティア1自己資本の15%以内に収まっています。上位シナリオは以下のとおりです。

- ① 金利平行低下 9.0%
- ② 金利平坦化 7.0%
- ③ 金利平行上昇 2.1%

円金利の低下余地は限定的であるため、①の実現可能性は低いと判断しております。

- ・銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVE及び $\Delta$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- 金利ショックに関する説明  
金利リスク量（※1）、円金利0.1%感応度（※2）、自己資本額に対する金利ショック割合、金利ギャップ、デュレーション（残存期間）などのリスク分析にて管理しております。

※1 金利リスク量…信頼区間99.9%、信頼区間120日の予想最大損失額

※2 0.1%感応度…金利が0.1%上昇した場合の現在価値の変化額

- 金利リスク計測の前提及びその意味  
金利リスク量の算出に当たっては、流動性預金については当行グループ内部モデルによりコア預金（※3）を算出し、算出結果に基づき各期間帯に振り分けてリスク量を算出しております。

なお、バックテスティング（※4）やストレス・テスト（※5）により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証し、リスク管理の実効性を確保するとともに、計量化方法の高度化・精緻化に努めております。

※3 コア預金…明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金

※4 バックテスティング…VaRと実際の損益を日々比較し、VaR計測モデルの精度を検証すること

※5 ストレス・テスト…平時におけるリスク量を計測するVaRを補完するため、金利の急上昇や株式相場の急落、担保価値の下落、デフォルト率の増加など通常起こりえない市場急変を想定し、損失程度を計測すること

# 11. 連結貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示事項」のいずれに相当するかについての説明

CC2：連結貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係

(単位：百万円)

項目	イ		ハ	ニ
	公表連結貸借対照表		別紙様式五号 (CC1)を参照 する番号又は記号	付表参照番号
	2019年3月末	2020年3月末		
<b>(資産の部)</b>				
現金預け金	1,221,400	1,389,813		
買入金銭債権	3,614	3,411		
商品有価証券	90	111		5-a
金銭の信託	13,523	13,519		
有価証券	1,088,790	990,091		5-b
貸出金	2,567,333	2,599,328		5-c
外国為替	9,508	13,106		
リース債権及びリース投資資産	33,335	36,532		
その他資産	69,257	33,804		5-d
有形固定資産	32,804	31,414		
建物	12,674	11,963		
土地	17,636	16,569		
建設仮勘定	9	21		
その他の有形固定資産	2,484	2,860		
無形固定資産	10,097	11,122	8+9	2-a
ソフトウェア	9,767	10,791		
その他の無形固定資産	330	330		
繰延税金資産	166	2,666		3-a
支払承諾見返	17,197	18,476		
貸倒引当金	△37,893	△46,131		
資産の部合計	5,029,226	5,097,268		
<b>(負債の部)</b>				
預金	3,538,022	3,634,904		
譲渡性預金	63,914	65,062		
コールマネー及び売渡手形	847,399	981,819		
売現先勘定	31,206	-		
債券貸借取引受入担保金	204,703	93,634		
借入金	2,398	1,033		
外国為替	14	12		
信託勘定借	90	129		
その他負債	21,853	42,495		5-e
賞与引当金	796	789		
退職給付に係る負債	14,586	14,796		
役員退職慰労引当金	31	28		
役員株式給付引当金	530	559		
睡眠預金払戻損失引当金	281	235		
利息返還損失引当金	43	55		
ポイント引当金	122	258		
繰延税金負債	13,188	711		3-b
再評価に係る繰延税金負債	1,630	1,499		3-c
支払承諾	17,197	18,476		
負債の部合計	4,758,010	4,856,502		
<b>(純資産の部)</b>				
資本金	26,673	26,673	1 a	1-a
資本剰余金	12,854	13,053		1-b
利益剰余金	169,267	174,603	2	1-c
自己株式	△920	△4,064	1 c	1-d
株主資本合計	207,876	210,266		
その他有価証券評価差額金	56,553	24,954		
繰延ヘッジ損益	△1	△16	11	4
土地再評価差額金	2,189	1,980		
退職給付に係る調整累計額	△3,287	△3,593		
その他の包括利益累計額合計	55,452	23,325	3	
非支配株主持分	7,886	7,173		6
純資産の部合計	271,215	240,765		
負債及び純資産の部合計	5,029,226	5,097,268		

・別紙様式第14号に基づき開示しております。  
 ・規制上の連結の範囲と会計上の連結の範囲は同一のため、口を省略しております。

## 《付表》 連結

### イ. 株主資本

#### (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
資本金	26,673	26,673		1-a
資本剰余金	12,854	13,053		1-b
利益剰余金	169,267	174,603		1-c
自己株式	△920	△4,064		1-d
株主資本合計	207,876	210,266		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る額	207,875	209,283	普通株式に係る株主資本(社外流出予定額調整前)	
うち、資本金及び資本剰余金の額	39,528	39,727		1 a
うち、利益剰余金の額	169,267	174,604		2
うち、自己株式の額(△)	920	4,064		1 c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
その他Tier 1 資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

### ロ. 無形固定資産

#### (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
無形固定資産	10,097	11,122		2-a

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	—	—		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	10,097	11,122	のれん、モーゲージ・サービシング・ライツ以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライツ	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		74

### ハ. 繰延税金資産

#### (1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
繰延税金資産	166	2,666		3-a
繰延税金負債	13,188	711		3-b
再評価に係る繰延税金負債	1,630	1,499		3-c
その他の無形資産の税効果勘案分	—	—		

#### (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	—	—	資産負債相殺処理のため、連結貸借対照表計上額とは一致せず	10
一時差異に係る繰延税金資産	—	1,951	資産負債相殺処理のため、連結貸借対照表計上額とは一致せず	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	1,951		75

二. 繰延ヘッジ損益

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	△1	△16		4

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
繰延ヘッジ損益の額	△1	△16	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「その他の包括利益累計額」として計上されているものを除いたもの	11

ホ. 金融機関向け出資等の対象科目

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
商品有価証券	90	111		5-a
有価証券	1,088,790	990,091	金融機関向け出資、劣後債を含む	5-b
貸出金	2,567,333	2,599,328	劣後ローン等を含む	5-c
その他資産	69,257	33,804	金融派生商品、出資金等を含む	5-d
その他負債	21,853	42,495	金融派生商品等を含む	5-e

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
自己保有資本調達手段の額	0	0		
普通株式等Tier 1 相当額	0	0		16
その他Tier 1 相当額	—	—		37
Tier 2 相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier 1 相当額	—	—		17
その他Tier 1 相当額	—	—		38
Tier 2 相当額	—	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	18,402	19,588		
普通株式等Tier 1 相当額	—	—		18
その他Tier 1 相当額	—	—		39
Tier 2 相当額	—	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	18,402	19,588	金融機関向け出資、劣後債、劣後ローン等を含む	72
その他金融機関等（10%超出資）	824	641		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier 1 相当額	—	—		40
Tier 2 相当額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	824	641	中小企業再生ファンドへの出資等を含む	73

ヘ. 非支配株主持分

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

連結貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
非支配株主持分	7,886	7,173		6

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分） 勘案後	5
特別目的会社等の発行するその他Tier 1 資本調達手段の額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分） 勘案後	30-31ab-32
その他Tier 1 資本に係る額	126	100	算入可能額（調整後非支配株主持分） 勘案後	34-35
特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額	—	—	算入可能額（調整後非支配株主持分） 勘案後	46
Tier 2 資本に係る額	29	23	算入可能額（調整後非支配株主持分） 勘案後	48-49

## 12. 貸借対照表の科目が「自己資本の構成に関する開示事項」のいずれに相当するかについての説明

CC2：貸借対照表の科目と自己資本の構成に関する開示項目の対応関係

(単位：百万円)

項目	イ		ハ	ニ
	公表貸借対照表		別紙様式一号 (CC1)を参照 する番号又は記号	付表参照番号
	2019年3月末	2020年3月末		
<b>(資産の部)</b>				
現金預け金	1,221,230	1,389,693		
買入金銭債権	1,436	1,424		
商品有価証券	90	111		5-a
金銭の信託	13,523	13,519		
有価証券	1,086,000	988,490		5-b
貸出金	2,582,965	2,617,944		5-c
外国為替	9,508	13,106		
その他資産	76,680	41,276		5-d
金融派生商品	1,250	1,016		5-e
有形固定資産	31,747	30,354		
建物	12,656	11,947		
土地	17,636	16,569		
建設仮勘定	4	21		
その他の有形固定資産	1,450	1,816		
無形固定資産	10,021	11,014	8+9	2-a
ソフトウェア	9,641	10,637		
のれん	53	49		
その他の無形固定資産	326	326		
繰延税金資産	-	911		3-a
支払承諾見返	17,197	18,476		
貸倒引当金	△36,085	△44,172		
<b>資産の部合計</b>	<b>5,014,316</b>	<b>5,082,150</b>		
<b>(負債の部)</b>				
預金	3,543,889	3,641,527		
譲渡性預金	70,664	71,162		
コールマネー	847,399	981,819		
売現先勘定	31,206	-		
債券貸借取引受入担保金	204,703	93,634		
借入金	62	53		
外国為替	14	12		
信託勘定借	90	129		
その他負債	14,874	35,077		5-f
金融派生商品	1,402	1,349		5-g
賞与引当金	782	772		
退職給付引当金	9,791	9,560		
役員株式給付引当金	530	559		
睡眠預金払戻損失引当金	281	235		
ポイント引当金	71	208		
繰延税金負債	13,697	-		3-b
再評価に係る繰延税金負債	1,630	1,499		3-c
支払承諾	17,197	18,476		
<b>負債の部合計</b>	<b>4,756,886</b>	<b>4,854,728</b>		
<b>(純資産の部)</b>				
資本金	26,673	26,673		1-a
資本剰余金	11,289	11,289	1a	1-b
利益剰余金	162,778	167,480	2	1-c
自己株式	△920	△4,064	1c	1-d
<b>株主資本合計</b>	<b>199,821</b>	<b>201,379</b>		
その他有価証券評価差額金	55,420	24,078		
繰延ヘッジ損益	△1	△16	11	4
土地再評価差額金	2,189	1,980		
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>57,608</b>	<b>26,042</b>	<b>3</b>	
<b>純資産の部合計</b>	<b>257,429</b>	<b>227,422</b>		
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>5,014,316</b>	<b>5,082,150</b>		

・別紙様式第13号に基づき開示しております。

《付表》 単体

イ. 株主資本

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
資本金	26,673	26,673		1-a
資本剰余金	11,289	11,289		1-b
利益剰余金	162,778	167,480		1-c
自己株式	△920	△4,064		1-d
株主資本合計	199,821	201,379		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
普通株式等Tier 1 資本に係る額	199,821	200,395	普通株式に係る株主資本(社外流出予定額調整前)	
うち、資本金及び資本剰余金の額	37,963	37,963		1 a
うち、利益剰余金の額	162,778	167,480		2
うち、自己株式の額 (△)	920	4,064		1 c
うち、上記以外に該当するものの額	—	—		
その他Tier 1 資本調達手段に係る額	—	—	実質破綻時損失吸収条項のある優先株式に係る株主資本	31a

ロ. 無形固定資産

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
無形固定資産	10,021	11,014		2-a
上記に係る税効果	—	—		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
無形固定資産 のれんに係るもの	53	49		8
無形固定資産 その他の無形固定資産	9,967	10,964	のれん、モーゲージ・サービシング・ライセンス以外(ソフトウェア等)	9
無形固定資産 モーゲージ・サービシング・ライセンス	—	—		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		20
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		24
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	—		74

ハ. 繰延税金資産

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
繰延税金資産	—	911		3-a
繰延税金負債	13,697	—		3-b
再評価に係る繰延税金負債	1,630	1,499		3-c
その他の無形資産の税効果勘案分	—	—		

(2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の該当番号
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)	—	—	資産負債相殺処理のため、貸借対照表計上額とは一致せず	10
一時差異に係る繰延税金資産	—	907	資産負債相殺処理のため、貸借対照表計上額とは一致せず	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		25
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—	907		75

## 二. 繰延ヘッジ損益

## (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
繰延ヘッジ損益	△1	△16		4

## (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の 該当番号
繰延ヘッジ損益の額	△1	△16	ヘッジ対象に係る時価評価差額が「評価換算差額等」として計上されているものを除いたもの	11

## ホ. 金融機関向け出資等の対象科目

## (1) 貸借対照表

(単位：百万円)

貸借対照表科目	2019年3月末	2020年3月末	備考	参照番号
商品有価証券	90	111		5-a
有価証券	1,086,000	988,490	金融機関向け出資、劣後債を含む	5-b
貸出金	2,582,965	2,617,944	劣後ローン等を含む	5-c
その他資産	76,680	41,276	出資金等を含む	5-d
うち金融派生商品	1,250	1,016	金融派生商品はその他資産の内訳科目	5-e
その他負債	14,874	35,077	金融派生商品等を含む	5-f
うち金融派生商品	1,402	1,349	金融派生商品はその他資産の内訳科目	5-g

## (2) 自己資本の構成

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する開示事項	2019年3月末	2020年3月末	備考	国際様式の 該当番号
自己保有資本調達手段の額	0	0		
普通株式等Tier 1 相当額	0	0		16
その他Tier 1 相当額	—	—		37
Tier 2 相当額	—	—		52
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額	—	—		
普通株式等Tier 1 相当額	—	—		17
その他Tier 1 相当額	—	—		38
Tier 2 相当額	—	—		53
少数出資金融機関等の資本調達手段の額	16,894	18,063		
普通株式等Tier 1 相当額	—	—		18
その他Tier 1 相当額	—	—		39
Tier 2 相当額	—	—		54
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	16,894	18,063	金融機関向け出資、劣後債、劣後ローン等を含む	72
その他金融機関等(10%超出資)	—	—		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—		19
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—		23
その他Tier 1 相当額	—	—		40
Tier 2 相当額	—	—		55
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	—		73

## 13. 自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要

インターネット上の当行グループのウェブサイト (<https://www.hokkokuibank.co.jp/ir/financial/basel.html>) に掲載しています。

### Ⅲ 定量的な開示事項

#### Ⅲ-1. 連結 定量的な開示事項

1. その他金融機関等（自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

#### 2. 平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第2号に基づく開示事項

##### OV1：リスク・アセットの概要

(単位：百万円)

国際様式の 該当番号		イ		ロ		ハ		ニ	
		リスク・アセット				所要自己資本			
		2020年3月末		2019年3月末		2020年3月末		2019年3月末	
1	信用リスク	2,173,946	2,118,432	173,915	169,474				
2	うち、標準的手法適用分	2,108,178	2,053,073	168,654	164,245				
3	うち、内部格付手法適用分	—	—	—	—				
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—				
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—	—	—	—				
	その他	65,768	65,358	5,261	5,228				
4	カウンターパーティ信用リスク	11,841	5,083	947	406				
5	うち、SA-CCR適用分	—	—	—	—				
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	459	582	36	46				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	—	—	—	—				
	うち、CVAリスク	297	363	23	29				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—				
	その他	11,084	4,137	886	331				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	—	—	—	—				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルック・スルー方式)	16,182	30,541	1,294	2,443				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(マンドート方式)	—	—	—	—				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)	—	—	—	—				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式400%)	—	—	—	—				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(フォールバック方式1250%)	—	—	—	—				
11	未決済取引	—	—	—	—				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	—	123	—	9				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分	—	—	—	—				
14	うち、外部格付準拠方式適用分	—	—	—	—				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分	—	123	—	9				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—	—	—	—				
16	マーケット・リスク	—	—	—	—				
17	うち、標準的方式適用分	—	—	—	—				
18	うち、内部モデル方式適用分	—	—	—	—				
19	オペレーショナル・リスク	86,065	87,224	6,885	6,977				
20	うち、基礎的手法適用分	86,065	87,224	6,885	6,977				
21	うち、粗利益配分手法適用分	—	—	—	—				
22	うち、先進的計測手法適用分	—	—	—	—				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,482	2,062	518	164				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—				
24	フロア調整	—	—	—	—				
25	合計	2,294,518	2,243,467	183,561	179,477				

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件(第3の柱)の統合及び強化-第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1に記載された番号を指します。

LI1 : 会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリとの対応関係

(単位：百万円)

2018年度							
	イ	イ(ロ)	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表計上額 (自己資本比率規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額)	連結貸借対照表計上額 (自己資本比率規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額)	各項目に対応する帳簿価額				
			信用リスク (ニ欄及びホ欄に該当する額を除く。)	カウンターパーティ 信用リスク	証券化 エクスポージャー (ハ欄に該当する額を除く。)	マーケット・ リスク	
<b>資産</b>							
現金預け金	1,221,400	1,221,400	1,221,400	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	3,614	3,614	3,614	—	—	—	—
特定取引資産	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	90	90	90	—	—	—	—
金銭の信託	13,523	13,523	13,523	—	—	—	—
有価証券	1,088,790	1,088,790	1,088,790	398,582	—	—	—
貸出金	2,567,333	2,567,333	2,566,509	—	824	—	—
外国為替	9,508	9,508	9,508	—	—	—	—
リース債権及びリース投資資産	33,335	33,335	33,335	—	—	—	—
その他資産	69,257	69,257	30,478	38,779	—	—	—
有形固定資産	32,804	32,804	32,804	—	—	—	—
無形固定資産	10,097	10,097	—	—	—	—	10,097
繰延税金資産	166	166	166	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—
支払承諾見返	17,197	17,197	17,197	—	—	—	—
貸倒引当金	△37,893	△37,893	△25,655	—	—	—	△12,238
<b>資産合計</b>	<b>5,029,226</b>	<b>5,029,226</b>	<b>4,991,759</b>	<b>437,361</b>	<b>824</b>	<b>—</b>	<b>36,643</b>
<b>負債</b>							
預金	3,538,022	3,538,022	17,155	—	—	—	3,520,867
譲渡性預金	63,914	63,914	—	—	—	—	63,914
コールマネー及び売渡手形	847,399	847,399	—	35,516	—	—	811,883
売現先勘定	31,206	31,206	—	31,206	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	204,703	204,703	—	204,703	—	—	—
特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—
借入金	2,398	2,398	—	—	—	—	2,398
外国為替	14	14	—	—	—	—	14
短期社債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	—	—	—
信託勘定借	90	90	—	—	—	—	90
その他負債	21,853	21,853	—	2,964	—	—	18,889
賞与引当金	796	796	—	—	—	—	796
役員賞与引当金	—	—	—	—	—	—	—
退職給付に係る負債	14,586	14,586	—	—	—	—	14,586
役員退職慰労引当金	31	31	—	—	—	—	31
その他の引当金	976	976	—	—	—	—	976
特別法上の引当金	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金負債	13,188	13,188	—	—	—	—	13,188
再評価に係る繰延税金負債	1,630	1,630	—	—	—	—	1,630
支払承諾	17,197	17,197	—	—	—	—	17,197
<b>負債合計</b>	<b>4,758,010</b>	<b>4,758,010</b>	<b>17,155</b>	<b>274,389</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>4,466,459</b>

・連結貸借対照表計上額との比較において過大な差異はございません。

・有担保コールマネーにつきましては、コールマネーのカウンターパーティ信用リスクに該当額を計上しております。

LI2：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因

(単位：百万円)

2018年度						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。)	カウンターパーティ 信用リスク	証券化 エクスポージャー (ホ欄に該当する額を除く。)	マーケット・ リスク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額	5,029,226	4,991,759	437,361	824	—
2	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額	4,758,010	17,155	274,389	—	—
3	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額	271,216	4,974,604	162,972	824	—
4	オフ・バランスシートの額	—	6,221	1,076	—	—
5	標準的手法における金融担保による差異	—	△7,277	△411	—	—
6	ネットィングルールの相違による差異 (項番2に含まれる額を除く。)	—	—	—	—	—
7	派生商品による差異	—	—	1,042	—	—
8	資金調達における金融資産担保等による差異	—	—	3,228	—	—
9	その他の調整項目	—	1,886	—	—	—
10	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額	5,143,123	4,975,434	167,907	824	—

- ・ 項番5の差異は、標準的手法における信用エクスポージャーからの金融担保分の控除の額です。
- ・ 項番7のハの差異は派生商品等に係るアドオン等が相当します。
- ・ 項番8のハの差異は、有担保調達におけるボラティリティー調整、異なる通貨による金融資産担保利用による差異を含む。

LI1：会計上の連結範囲と自己資本比率規制上の連結範囲との間の差異及び連結貸借対照表の区分と自己資本比率規制上のリスク・カテゴリとの対応関係

(単位：百万円)

2019年度							
	イ	イ(ロ)	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
	連結貸借対照表計上額 (自己資本比率規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額)	連結貸借対照表計上額 (自己資本比率規制上の連結範囲に基づく連結貸借対照表計上額)	各項目に対応する帳簿価額				
			信用リスク (二欄及びホ欄に該当する額を除く。)	カウンターパーティ 信用リスク	証券化 エクスポージャー (ハ欄に該当する額を除く。)	マーケット・ リスク	
<b>資産</b>							
現金預け金	1,389,813	1,389,813	1,389,813	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	—	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	3,411	3,411	3,411	—	—	—	—
特定取引資産	—	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	111	111	111	—	—	—	—
金銭の信託	13,519	13,519	13,519	—	—	—	—
有価証券	990,091	990,091	990,091	323,589	—	—	—
貸出金	2,599,328	2,599,328	2,599,328	—	—	—	—
外国為替	13,106	13,106	13,106	—	—	—	—
リース債権及びリース投資資産	36,532	36,532	36,532	—	—	—	—
その他資産	33,804	33,804	19,471	14,333	—	—	—
有形固定資産	31,414	31,414	31,414	—	—	—	—
無形固定資産	11,122	11,122	—	—	—	—	11,122
繰延税金資産	2,666	2,666	1,951	—	—	—	715
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—
支払承諾見返	18,476	18,476	18,476	—	—	—	—
貸倒引当金	△46,131	△46,131	△31,277	—	—	—	△14,854
<b>資産合計</b>	<b>5,097,268</b>	<b>5,097,268</b>	<b>5,085,951</b>	<b>337,922</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>△3,016</b>
<b>負債</b>							
預金	3,634,904	3,634,904	17,402	—	—	—	3,617,501
譲渡性預金	65,062	65,062	—	—	—	—	65,062
コールマネー及び売渡手形	981,819	981,819	—	12,950	—	—	968,869
売現先勘定	—	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	93,634	93,634	—	93,634	—	—	—
特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—
借入金	1,033	1,033	—	—	—	—	1,033
外国為替	12	12	—	—	—	—	12
短期社債	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	—	—	—
信託勘定借	129	129	—	—	—	—	129
その他負債	42,495	42,495	—	1,454	—	—	41,040
賞与引当金	789	789	—	—	—	—	789
役員賞与引当金	—	—	—	—	—	—	—
退職給付に係る負債	14,796	14,796	—	—	—	—	14,796
役員退職慰労引当金	28	28	—	—	—	—	28
その他の引当金	1,108	1,108	—	—	—	—	1,108
特別法上の引当金	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金負債	711	711	—	—	—	—	711
再評価に係る繰延税金負債	1,499	1,499	—	—	—	—	1,499
支払承諾	18,476	18,476	—	—	—	—	18,476
<b>負債合計</b>	<b>4,856,502</b>	<b>4,856,502</b>	<b>17,402</b>	<b>108,040</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>4,731,059</b>

・連結貸借対照表計上額との比較において過大な差異はございません。

・有担保コールマネーにつきましては、コールマネーのカウンターパーティ信用リスクに該当額を計上しております。

LI2：自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異の主な要因

(単位：百万円)

2019年度						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		合計	対応する項目			
			信用リスク (ハ欄及びニ欄に該当する額を除く。)	カウンターパーティ 信用リスク	証券化 エクスポージャー (ホ欄に該当する額を除く。)	マーケット・ リスク
1	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額	5,097,268	5,085,951	337,922	—	—
2	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額	4,856,502	17,402	108,040	—	—
3	自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産及び負債の純額	240,765	5,068,548	229,882	—	—
4	オフ・バランスシートの額	—	7,851	672	—	—
5	標準的手法における金融担保による差異	—	△6,158	△95	—	—
6	保証・ネットイングルールの相違による差異 (項番2に含まれる額を除く。)	—	—	—	—	—
7	派生商品による差異	—	—	805	—	—
8	資金調達における金融資産担保等による差異	—	—	2,855	—	—
9	その他の調整項目	—	1,789	—	—	—
10	自己資本比率規制上のエクスポージャーの額	5,306,152	5,072,030	234,121	—	—

- ・項番5の差異は、標準的手法における信用エクスポージャーからの金融担保分の控除の額です。
- ・項番7のハの差異は派生商品等に係るアドオン等が相当します。
- ・項番8のハの差異は、有担保調達におけるボラティリティー調整、異なる通貨による金融資産担保利用による差異を含む。

## CR1：資産の信用の質

(単位：百万円)

2018年度					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
オン・バランスシートの資産					
1	貸出金	12,527	2,556,004	35,988	2,532,543
2	有価証券（うち負債性のもの）	－	837,186	－	837,186
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）	474	1,382,284	1,580	1,381,177
4	オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）	13,001	4,775,475	37,569	4,750,907
オフ・バランスシートの資産					
5	支払承諾等	－	17,197	130	17,066
6	コミットメント等	－	16,896	－	16,896
7	オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）	－	34,093	130	33,962
合計					
8	合計（4+7）	13,001	4,809,568	37,699	4,784,869

(単位：百万円)

2019年度					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		帳簿価額の総額		引当金	ネット金額 (イ+ロ-ハ)
		デフォルトした エクスポージャー	非デフォルト エクスポージャー		
オン・バランスシートの資産					
1	貸出金	14,457	2,585,713	43,646	2,556,523
2	有価証券（うち負債性のもの）	－	781,886	0	781,886
3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）	955	1,528,117	2,292	1,526,780
4	オン・バランスシートの資産の合計（1+2+3）	15,413	4,895,716	45,939	4,865,190
オフ・バランスシートの資産					
5	支払承諾等	0	18,476	143	18,333
6	コミットメント等	0	17,138	0	17,138
7	オフ・バランスシートの資産の合計（5+6）	0	35,615	143	35,471
合計					
8	合計（4+7）	15,413	4,931,331	46,082	4,900,662

(注) オンバランスシートの資産、支払承諾、コミットメント等以外に対する引当金は含まれておりません。

## CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

(単位：百万円)

2018年度		
項番		金額
1	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	7,299
2	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の 当期中の要因別の変動額	デフォルトした額
3		非デフォルト状態へ復帰した額
4		償却された額
5		その他の変動額
6	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1+2-3-4+5）	11,337

(単位：百万円)

2019年度		
項番		金額
1	前期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高	11,337
2	貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の 当期中の要因別の変動額	デフォルトした額
3		非デフォルト状態へ復帰した額
4		償却された額
5		その他の変動額
6	当期末時点においてデフォルト状態にある貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高（1+2-3-4+5）	15,023

## CR3：信用リスク削減手法

(単位：百万円)

2018年度						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポージャー	保全された エクスポージャー	担保で保全された エクスポージャー	保証で保全された エクスポージャー	クレジット・ デリバティブで 保全された エクスポージャー
1	貸出金	2,214,369	318,173	23,866	38,372	—
2	有価証券（負債性のもの）	789,359	47,827	—	47,806	—
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）	1,343,648	37,529	32,675	—	—
4	合計（1+2+3）	4,347,376	403,530	56,542	86,179	—
5	うちデフォルトしたもの	4,724	662	13	577	—

(単位：百万円)

2019年度						
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		非保全 エクスポージャー	保全された エクスポージャー	担保で保全された エクスポージャー	保証で保全された エクスポージャー	クレジット・ デリバティブで 保全された エクスポージャー
1	貸出金	2,236,913	319,610	22,842	37,890	—
2	有価証券（負債性のもの）	741,493	40,392	—	40,380	—
3	その他オン・バランスシートの資産（負債性のもの）	1,525,114	1,666	712	—	—
4	合計（1+2+3）	4,503,521	361,669	23,555	78,270	—
5	うちデフォルトしたもの	4,508	480	3	402	—

## CR4：標準的手法－信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

(単位：百万円、%)

		2018年度					
項番	資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
		オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
1	現金	38,478	－	38,478	－	－	－
2	日本国政府及び日本銀行向け	1,355,054	－	1,355,054	－	－	－
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	136,376	－	136,376	－	7,540	5.52
4	国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
5	我が国の地方公共団体向け	599,212	41,790	599,212	－	－	－
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	14,985	－	14,985	－	12,949	86.41
7	国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
8	地方公共団体金融機構向け	18,224	－	18,224	－	－	－
9	我が国の政府関係機関向け	54,728	1,019	54,728	－	2,621	4.79
10	地方三公社向け	1,397	－	1,397	－	124	8.90
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	171,601	15	171,601	－	40,200	23.42
12	法人等向け	1,050,172	55,971	1,002,595	22,244	912,547	89.04
13	中小企業等向け及び個人向け	805,067	350,770	798,867	827	595,101	74.41
14	抵当権付住宅ローン	198,962	－	197,029	－	68,957	34.99
15	不動産取得等事業向け	188,539	－	187,803	－	187,658	99.92
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	4,715	5	4,710	－	5,009	106.35
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	148	－	140	－	134	96.04
18	取立未済手形	－	－	－	－	－	－
19	信用保証協会等による保証付	35,480	－	35,480	－	2,249	6.33
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
21	出資等（重要な出資を除く。）	217,977	－	217,977	－	217,977	100.00
22	合計	4,891,124	449,571	4,834,665	23,071	2,053,073	42.26

資料編

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

(単位：百万円、%)

		2019年度					
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		CCF・信用リスク削減手法適用前のエクスポージャー		CCF・信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー		信用リスク・アセットの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (RWA density)
	資産クラス	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額	オン・バランスシートの額	オフ・バランスシートの額		
1	現金	40,370	—	40,370	—	—	—
2	日本国政府及び日本銀行向け	1,458,765	—	1,458,765	—	—	—
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	41,974	—	41,974	—	8,997	21.43
4	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
5	我が国の地方公共団体向け	622,991	42,090	622,991	—	—	—
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	20,435	—	20,435	—	17,582	86.04
7	国際開発銀行向け	1,183	—	1,183	—	—	—
8	地方公共団体金融機構向け	19,517	—	19,517	—	350	1.79
9	我が国の政府関係機関向け	46,383	1,019	46,383	—	2,342	5.05
10	地方三公社向け	3,232	—	3,232	—	300	9.28
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	177,939	15	177,939	—	42,733	24.01
12	法人等向け	1,069,721	56,905	1,055,819	25,140	947,473	87.65
13	中小企業等向け及び個人向け	866,281	339,064	859,796	946	641,108	74.48
14	抵当権付住宅ローン	186,212	—	184,347	—	64,518	34.99
15	不動産取得等事業向け	188,749	—	188,057	—	187,956	99.94
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	4,388	5	4,384	—	4,483	102.26
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	211	—	210	—	206	98.12
18	取立未済手形	—	—	—	—	—	—
19	信用保証協会等による保証付	34,012	—	34,012	—	2,276	6.69
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
21	出資等（重要な出資を除く。）	187,846	—	187,846	—	187,846	100.00
22	合計	4,970,218	439,100	4,947,270	26,087	2,108,178	42.38

## CR5：標準的手法－資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円)

		2018年度										
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金	38,478	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38,478
2	日本国政府及び日本銀行向け	1,355,054	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,355,054
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	112,817	800	13,063	—	9,696	—	—	—	—	—	136,376
4	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	我が国の地方公共団体向け	599,212	—	—	—	—	—	—	—	—	—	599,212
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	1,856	—	1,100	—	12,028	—	—	—	14,985
7	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	地方公共団体金融機構向け	18,224	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,224
9	我が国の政府関係機関向け	28,510	26,218	—	—	—	—	—	—	—	—	54,728
10	地方三公社向け	775	—	622	—	—	—	—	—	—	—	1,397
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	162,759	—	2,385	—	6,455	—	—	—	171,601
12	法人等向け	1,105	—	50,432	—	141,680	—	831,621	—	—	—	1,024,840
13	中小企業等向け及び個人向け	6,156	—	93	—	6	793,438	—	—	—	—	799,695
14	抵当権付住宅ローン	—	—	17	197,012	—	—	—	—	—	—	197,029
15	不動産取得等事業向け	145	—	—	—	—	—	187,658	—	—	—	187,803
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	—	—	13	—	1,886	—	305	2,504	—	—	4,710
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	—	—	—	—	11	—	129	—	—	—	140
18	取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	信用保証協会等による保証付	12,986	22,493	—	—	—	—	—	—	—	—	35,480
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	出資等（重要な出資を除く。）	—	—	—	—	—	—	217,977	—	—	—	217,977
22	合計	2,173,468	49,511	228,857	197,012	156,767	793,438	1,256,176	2,504	—	—	4,857,737

資料編

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

(単位：百万円)

		2019年度											
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	
		信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)											
		0%	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計	
1	現金	40,370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40,370	
2	日本国政府及び日本銀行向け	1,458,765	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,458,765	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	12,976	800	17,271	-	10,927	-	-	-	-	-	41,974	
4	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	我が国の地方公共団体向け	622,991	-	-	-	-	-	-	-	-	-	622,991	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	1,848	-	2,746	-	15,839	-	-	-	20,435	
7	国際開発銀行向け	1,183	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,183	
8	地方公共団体金融機構向け	16,612	2,308	597	-	-	-	-	-	-	-	19,517	
9	我が国の政府関係機関向け	22,957	23,425	-	-	-	-	-	-	-	-	46,383	
10	地方三公社向け	1,732	-	1,500	-	-	-	-	-	-	-	3,232	
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	164,360	-	7,434	-	6,144	-	-	-	177,939	
12	法人等向け	952	-	64,532	-	161,816	-	853,659	-	-	-	1,080,960	
13	中小企業等向け及び個人向け	5,849	-	67	-	100	854,727	-	-	-	-	860,743	
14	抵当権付住宅ローン	-	-	17	184,329	-	-	-	-	-	-	184,347	
15	不動産取得等事業向け	101	-	-	-	-	-	187,956	-	-	-	188,057	
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	-	-	12	-	1,907	-	339	2,125	-	-	4,384	
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	-	-	-	-	7	-	202	-	-	-	210	
18	取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
19	信用保証協会等による保証付	11,252	22,760	-	-	-	-	-	-	-	-	34,012	
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
21	出資等（重要な出資を除く。）	-	-	-	-	-	-	187,846	-	-	-	187,846	
22	合計	2,195,744	49,294	250,206	184,329	184,940	854,727	1,251,988	2,125	-	-	4,973,357	

・CR6～CR10は弊行が標準的手法行のため該当事項はございません。

## CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額

(単位：百万円)

		2018年度					
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効PFE	規制上の エクスポージャーの 算定に使用される $\alpha$	信用リスク 削減手法適用後の エクスポージャー	リスク・ アセットの額
1	SA-CCR	—	—		1.4	—	—
	カレント・エクスポージャー方式	664	1,042			1,295	582
2	期待エクスポージャー方式			—	—	—	—
3	信用リスク削減手法における簡便手法					—	—
4	信用リスク削減手法における包括的手法					162,472	4,137
5	エクスポージャー変動推計モデル					—	—
6	合計						4,719

(単位：百万円)

		2019年度					
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		RC	PFE	実効PFE	規制上の エクスポージャーの 算定に使用される $\alpha$	信用リスク 削減手法適用後の エクスポージャー	リスク・ アセットの額
1	SA-CCR	—	—		1.4	—	—
	カレント・エクスポージャー方式	577	805			1,287	459
2	期待エクスポージャー方式			—	—	—	—
3	信用リスク削減手法における簡便手法					—	—
4	信用リスク削減手法における包括的手法					221,287	11,084
5	エクスポージャー変動推計モデル					—	—
6	合計						11,543

## CCR2：CVAリスクに対する資本賦課

(単位：百万円)

		2018年度	
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後の エクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を 8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	—	—
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		—
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		—
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	1,242	363
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計	1,242	363

(単位：百万円)

		2019年度	
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後の エクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を 8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	—	—
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		—
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		—
4	標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計	1,245	297
5	CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計	1,245	297

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー

(単位：百万円)

		2018年度									
項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）									
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
1	日本国政府及び日本銀行向け	141,787	—	—	—	—	—	—	—	141,787	
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	21,548	—	—	—	—	—	21,548	
11	法人等向け	—	—	1	2	—	350	—	—	354	
12	中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	77	—	—	—	77	
13	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14	合計	141,787	—	21,550	2	77	350	—	—	163,767	

(単位：百万円)

		2019年度									
項番	業種 リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	
		与信相当額（信用リスク削減効果勘案後）									
		0%	10%	20%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
1	日本国政府及び日本銀行向け	175,118	—	—	—	—	—	—	—	175,118	
2	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	41,017	—	—	—	—	—	41,017	
11	法人等向け	—	—	—	6,170	—	216	—	—	6,387	
12	中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	50	—	—	—	50	
13	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14	合計	175,118	—	41,017	6,170	50	216	—	—	222,575	

・CCR4は弊行が標準的手法行のため該当事項はございません。

## CCR5：担保の内訳

(単位：百万円)

		2018年度					
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）	—	455	—	208	117,120	—
2	現金（外国通貨）	—	—	—	—	118,789	—
3	国内ソブリン債	—	—	—	—	—	138,984
4	その他ソブリン債	—	—	—	—	—	124,311
5	政府関係機関債	—	—	—	—	—	—
6	社債	—	—	—	—	—	—
7	株式	—	—	—	—	18,269	—
8	その他担保	—	—	—	—	—	—
9	小計	—	455	—	208	254,179	263,296

(単位：百万円)

		2019年度					
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		派生商品取引で使用される担保				レポ形式の取引で使用される担保	
		受入担保の公正価値		差入担保の公正価値		受入担保の公正価値	差入担保の公正価値
		分別管理されている	分別管理されていない	分別管理されている	分別管理されていない		
1	現金（国内通貨）	—	105	—	595	35,529	—
2	現金（外国通貨）	—	—	—	57	58,105	—
3	国内ソブリン債	—	—	—	—	—	56,155
4	その他ソブリン債	—	—	—	—	—	38,421
5	政府関係機関債	—	—	—	—	—	—
6	社債	—	—	—	—	—	26,577
7	株式	—	—	—	—	18,710	—
8	その他担保	—	—	—	—	—	—
9	小計	—	105	—	652	112,345	121,153

資料編

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示

CCR6：クレジット・デリバティブ取引のエクスポージャー

(単位：百万円)

2018年度及び2019年度			
項番		イ	ロ
		購入したプロテクション	提供したプロテクション
	想定元本		
1	シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップ	—	—
2	インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ	—	—
3	トータル・リターン・スワップ	—	—
4	クレジットオプション	—	—
5	その他のクレジット・デリバティブ	—	—
6	想定元本合計	—	—
	公正価値		
7	プラスの公正価値（資産）	—	—
8	マイナスの公正価値（負債）	—	—

・CCR7は弊行が期待エクスポージャー方式でないため該当事項はございません。

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

(単位：百万円)

2018年度及び2019年度			
項番		イ	ロ
		中央清算機関向け エクスポージャー (信用リスク削減手法 適用後)	リスク・アセットの額
1	適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		—
2	適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	—	—
3	（i）派生商品取引（上場以外）	—	—
4	（ii）派生商品取引（上場）	—	—
5	（iii）レポ形式の取引	—	—
6	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	—	—
7	分別管理されている当初証拠金	—	—
8	分別管理されていない当初証拠金	—	—
9	事前拠出された清算基金	—	—
10	未拠出の清算基金	—	—
11	非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）		—
12	非適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー（当初証拠金を除く。）	—	—
13	（i）派生商品取引（上場以外）	—	—
14	（ii）派生商品取引（上場）	—	—
15	（iii）レポ形式の取引	—	—
16	（iv）クロスプロダクト・ネットtingが承認された場合のネットting・セット	—	—
17	分別管理されている当初証拠金	—	—
18	分別管理されていない当初証拠金	—	—
19	事前拠出された清算基金	—	—
20	未拠出の清算基金	—	—

SEC1：原資産の種類別の証券化エクスポージャー（信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーに限る。）

(単位：百万円)

2018年度										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	担保付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	824	—	824
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	824	—	824
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

2019年度										
項番	原資産の種類	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ
		自金融機関がオリジネーター			自金融機関がスポンサー			自金融機関が投資家		
		資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計	資産譲渡型証券化取引	合成型証券化取引	小計
1	リテール（合計）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	担保付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	クレジットカード債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	その他リテールに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	ホールセール（合計）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	事業法人向けローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	商業用モーゲージ担保証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	リース債権及び売掛債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	その他のホールセール	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11	再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- ・SEC2については、弊行がマーケット・リスク行でないため、該当事項はございません。
- ・SEC3については、弊行が証券化のオリジネーター等でないため、該当事項はございません。
- ・投資信託・投資事業組合に含まれる証券化エクスポージャーは上記に含まれません。

SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

(単位：百万円)

2018年度									
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
		合計	資産譲渡型 証券化取引 (小計)	証券化			再証券化	シニア	非シニア
				裏付けとなる リテール	ホールセール				
エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）									
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	824	824	824	—	824	—	—	—
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
エクスポージャーの額（算出方法別）									
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	824	824	824	—	824	—	—	—
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額（算出方法別）									
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	123	123	123	—	123	—	—	—
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	—	—	—	—	—	—	—	—
所要自己資本の額（算出方法別）									
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	9	9	9	—	9	—	—	—
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	—	—	—	—	—	—	—	—

単位：百万円

		2019年度								
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	
		合計	資産譲渡型 証券化取引 (小計)	証券化			再証券化	シニア	非シニア	
				裏付けとなる リテール	ホールセール					
エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）										
1	20%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	20%超50%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	50%超100%以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	100%超1250%未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エクスポージャーの額（算出方法別）										
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額（算出方法別）										
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所要自己資本の額（算出方法別）										
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・上記は、資産譲渡型証券化取引であり、合成型証券化取引は該当ございません。

## IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		2019年度	2018年度	2019年度	2018年度
1	上方パラレルシフト	4,808	14,290	12,169	13,309
2	下方パラレルシフト	20,158	35,724	△3,803	△4,910
3	スティープ化	1,124	3,069		
4	フラット化	15,638	22,997		
5	短期金利上昇	4,689	8,025		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	20,158	35,724	12,169	13,309
			ホ	へ	
			2019年度	2018年度	
8	Tier1 資本の額		221,604	252,195	

- ・MR1～MR4は、弊行がマーケット・リスク行でないため、該当事項はございません。
- ・正の値はΔEVEにおける経済的価値の減少額、ΔNIIにおける資金利益の減少額となります。
- ・預金金利更改データの充足のため、2019年度より観測期間を従来の10年間からリーマンショック発生直後を起点とする期間に変更しております。

## CCyB1：カウンター・シクリカル・バッファ比率に係る国又は地域別の状況

(単位：百万円、%)

2018年度				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファ比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	カウンター・シクリカル・バッファ比率	カウンター・シクリカル・バッファの額
香港	2.50	77		
スウェーデン	2.00	18		
英国	1.00	278		
小計		373		
合計		2,080,951	0.00	0

(単位：百万円、%)

2019年度				
	イ	ロ	ハ	ニ
国又は地域	各金融当局が定める比率	カウンター・シクリカル・バッファ比率の計算に用いた当該国又は地域に係る信用リスク・アセットの額	カウンター・シクリカル・バッファ比率	カウンター・シクリカル・バッファの額
フランス	0.25	836		
香港	1.00	22		
小計		858		
合計		2,116,185	0.00	0

- ・計測対象27か国のうちリスクアセットのあるものだけを示し、合計は27か国の合計となっております。
- ・リスク・アセットの国別配分は最終リスクに基づきます。

### 3. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度
ルック・スルー方式	36,427	21,295
マンドート方式	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—
フォールバック方式	—	—
合 計	36,427	21,295

### 4. 連結 信用リスクに関する次に掲げる事項

#### （1）地域別の債権残高

(単位：百万円)

2018年度	貸出金等	債券	その他	合計
国内	2,726,071	708,344	1,535,652	4,970,068
国際	18,416	192,720	4,876	216,014
合 計	2,744,488	901,065	1,540,529	5,186,083

(単位：百万円)

2019年度	貸出金等	債券	その他	合計
国内	2,605,506	673,875	1,908,114	5,187,496
国際	20,699	108,011	27,019	155,730
合 計	2,626,205	781,886	1,935,134	5,343,226

## (2) 業種別の債権残高

(単位：百万円)

2018年度	貸出金等	債券	その他	合計
製造業	347,786	23,645	123,651	495,083
農業、林業	8,354	—	40	8,394
漁業	1,051	—	—	1,051
鉱業、採石業、砂利採取業	9,931	802	644	11,378
建設業	130,578	890	9,314	140,783
電気・ガス・熱供給・水道業	36,292	—	6,246	42,539
情報通信業	14,714	2,596	9,083	26,394
運輸業、郵便業	45,977	1,235	10,161	57,374
卸売業・小売業	255,424	3,228	24,424	283,077
金融・保険業	202,514	206,000	1,236,692	1,645,207
不動産業・物品賃貸業	182,022	6,825	1,771	190,618
各種サービス	300,572	35,778	11,449	347,800
地方公共団体	338,465	566,344	16	904,825
個人	870,656	—	34	870,691
その他	144	53,717	106,999	160,861
合 計	2,744,488	901,065	1,540,529	5,186,083

(単位：百万円)

2019年度	貸出金等	債券	その他	合計
製造業	338,175	53,613	108,252	500,041
農業、林業	9,705	—	152	9,858
漁業	959	—	0	960
鉱業、採石業、砂利採取業	8,539	—	393	8,933
建設業	133,632	1,016	7,763	142,412
電気・ガス・熱供給・水道業	36,295	2,050	5,443	43,789
情報通信業	13,273	5,360	11,131	29,765
運輸業、郵便業	44,661	1,515	7,391	53,568
卸売業・小売業	263,458	8,458	23,658	295,576
金融・保険業	53,327	203,137	1,597,563	1,854,028
不動産業・物品賃貸業	194,983	4,020	1,961	200,965
各種サービス	308,242	32,159	17,066	357,468
地方公共団体	309,404	464,616	14	774,034
個人	911,542	—	1,971	913,514
その他	2	5,937	152,368	158,309
合 計	2,626,205	781,886	1,935,134	5,343,226

## (3) 残存期間別の債権残高

(単位：百万円)

2018年度	貸出金等	債券	その他	合計
1年以下	798,680	101,179	1,501,546	2,401,406
1年超3年以下	427,342	233,337	—	660,679
3年超5年以下	315,347	211,417	—	526,765
5年超7年以下	211,829	176,356	—	388,185
7年超10年以下	232,928	101,644	—	334,573
10年超	618,426	9,017	—	627,443
期間外	139,933	—	107,095	247,029
合計	2,744,488	832,952	1,608,642	5,186,083

(単位：百万円)

2019年度	貸出金等	債券	その他	合計
1年以下	797,804	106,846	1,660,469	2,565,120
1年超3年以下	389,705	141,705	—	531,411
3年超5年以下	336,675	244,265	—	580,940
5年超7年以下	181,152	132,757	—	313,910
7年超10年以下	257,248	134,076	—	391,324
10年超	661,501	22,234	—	683,736
期間外	2,117	—	274,664	276,782
合計	2,626,205	781,886	1,935,134	5,343,226

## (4) 地域別デフォルト残高

(単位：百万円)

	2018年度								
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権			危険債権			要管理債権		
	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額
国内	8,075	4,341	1,238	47,354	20,082	—	1,341	8	—
国際	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,075	4,341	1,238	47,354	20,082	—	1,341	8	—

(単位：百万円)

	2019年度								
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権			危険債権			要管理債権		
	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額
国内	11,809	8,734	1,222	44,719	22,191	—	1,791	17	—
国際	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	11,809	8,734	1,222	44,719	22,191	—	1,791	17	—

## (5) 業種別デフォルト残高

(単位：百万円)

	2018年度								
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権			危険債権			要管理債権		
	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額
製造業	1,143	706	28	14,917	6,710	—	293	2	—
農業、林業	72	70	0	24	—	—	1	—	—
漁業	1	0	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	—	—	—	—	—	—	—
建設業	387	174	7	3,900	1,106	—	87	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	11	—	—	—	—	—
情報通信業	1,015	993	146	58	29	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	0	—	306	141	—	—	—	—
卸売業・小売業	588	382	135	13,622	6,748	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	185	36	79	2,961	2,234	—	260	1	—
各種サービス	1,534	613	642	9,139	2,656	—	281	2	—
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3,145	1,362	199	2,412	455	—	418	1	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	8,075	4,341	1,238	47,354	20,082	—	1,341	8	—

(単位：百万円)

	2019年度								
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権			危険債権			要管理債権		
	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額	期末残高	貸倒引当金	部分直接償却額
製造業	1,734	2,118	28	13,577	6,733	—	279	3	—
農業、林業	88	69	0	221	137	—	0	—	—
漁業	10	9	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,161	931	6	3,083	997	—	38	0	—
電気・ガス・熱供給・水道業	6	6	—	10	—	—	—	—	—
情報通信業	1,623	1,606	146	86	51	—	—	—	—
運輸業、郵便業	138	130	—	261	81	—	—	—	—
卸売業・小売業	1,924	1,505	134	15,871	9,055	—	17	0	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	189	48	75	3,728	2,667	—	193	1	—
各種サービス	1,336	571	633	5,284	1,833	—	280	3	—
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	3,594	1,735	198	2,595	634	—	982	7	—
その他	1	1	—	—	—	—	—	—	—
合計	11,809	8,734	1,222	44,719	22,191	—	1,791	17	—

## (6) 延滞期間別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2018年度
1ヵ月未満	20,026	15,421
1ヵ月以上2ヶ月未満	1,294	4,174
2ヶ月以上3ヶ月未満	1,504	1,280
3ヶ月以上	1,268	483
合計	24,095	21,359

## (7) 貸出条件緩和債権の残高

(単位：百万円)

	2019年度		2018年度		貸倒引当金額増加額
	期末残高	貸倒引当金額	期末残高	貸倒引当金額	
引当金増加先	345	2	0	0	2
上記以外	891	7	1,008	7	0
合計	1,236	9	1,008	7	1

## Ⅲ-2. 単体 定量的な開示事項

下記（OV1～IRRBB1様式）は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第2号に基づく開示事項です。

### OV1：リスク・アセットの概要

（単位：百万円）

国際様式の 該当番号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		2020年3月末	2019年3月末	2020年3月末	2019年3月末
1	信用リスク	2,162,289	2,105,531	172,983	168,442
2	うち、標準的手法適用分	2,098,465	2,041,109	167,877	163,288
3	うち、内部格付手法適用分	—	—	—	—
	うち、重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー	—	—	—	—
	その他	63,823	64,422	5,105	5,153
4	カウンターパーティ信用リスク	11,841	5,083	947	406
5	うち、SA-CCR適用分	—	—	—	—
	うち、カレント・エクスポージャー方式適用分	459	582	36	46
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分	—	—	—	—
	うち、CVAリスク	297	363	23	29
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
	その他	11,084	4,137	886	331
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー	—	—	—	—
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）	16,787	31,316	1,343	2,505
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）	—	—	—	—
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）	—	—	—	—
11	未決済取引	—	—	—	—
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー	—	123	—	9
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分	—	—	—	—
14	うち、外部格付準拠方式適用分	—	—	—	—
15	うち、標準的手法準拠方式適用分	—	123	—	9
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分	—	—	—	—
16	マーケット・リスク	—	—	—	—
17	うち、標準的方式適用分	—	—	—	—
18	うち、内部モデル方式適用分	—	—	—	—
19	オペレーショナル・リスク	82,194	83,231	6,575	6,658
20	うち、基礎的手法適用分	82,194	83,231	6,575	6,658
21	うち、粗利益配分手法適用分	—	—	—	—
22	うち、先進的計測手法適用分	—	—	—	—
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,269	—	181	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
24	フロア調整	—	—	—	—
25	合計	2,275,381	2,225,287	182,030	178,023

・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により2017年3月29日に公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化—第2フェーズ」と題する文書のテンプレートCC1に記載された番号を指します。

## IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		2019年度末	2018年度末	2019年度末	2018年度末
1	上方パラレルシフト	4,808	14,290	12,186	13,326
2	下方パラレルシフト	20,495	35,983	△3,835	△4,942
3	スティープ化	1,124	3,069		
4	フラット化	15,652	23,014		
5	短期金利上昇	4,555	7,926		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	20,495	35,983	12,186	13,326
		ホ		へ	
		2019年度		2018年度	
8	Tier1 資本の額	215,441		246,246	

- ・ 正の値はΔEVEにおける経済的価値の減少額、ΔNIIにおける資金利益の減少額となります。
- ・ 預金金利更改データの充足のため、2019年度より観測期間を従来の10年間からリーマンショック発生直後を起点とする期間に変更しております。

## IV レバレッジ比率に関する開示事項

### IV-1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	当期 2020年3月末	前期末 2019年3月末	
オン・バランス資産の額 (1)					
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	5,077,121	5,010,571	
	1a	1	連結貸借対照表における総資産の額	5,097,268	5,029,226
	1b	2	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)	—	—
	1c	7	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—
	1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)	20,146	18,655
2		7	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (△)	11,105	10,096
3			オン・バランス資産の額 (イ)	5,066,016	5,000,475
デリバティブ取引等に関する額 (2)					
4			デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額	—	—
			デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	472	209
5			デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額	—	—
			デリバティブ取引等に関するアドオンの額	805	1,042
			デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	652	208
6			連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額	—	—
			連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—
7			デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)	—	—
8			清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)	—	—
9			クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	—	—
10			クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)	—	—
11	4		デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	1,930	1,460
レポ取引等に関する額 (3)					
12			レポ取引等に関する資産の額	—	—
13			レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)	—	—
14			レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	6,047	3,228
15			代理取引のエクスポージャーの額	—	—
16	5		レポ取引等に関する額 (ハ)	6,047	3,228
オフ・バランス取引に関する額 (4)					
17			オフ・バランス取引の想定元本の額	439,862	450,911
18			オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)	373,223	385,552
19	6		オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	66,639	65,359
連結レバレッジ比率 (5)					
20			資本の額 (ホ)	221,604	252,195
21	8		総エクスポージャーの額 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) (ヘ)	5,140,634	5,070,523
22			連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (ホ) / (ヘ)	4.31%	4.97%

- ・上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第6号に基づく開示事項です。
- ・旧計算告示第7条の規定によってデリバティブ取引に関する額を算出しております。
- ・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より2014年1月に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件を定める国際合意文書」における開示様式に記載された項目番号です。

### IV-2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因 (当該差異がある場合に限る。)

連結レバレッジ比率は、前連結会計年度比0.66%減少しました。  
「その他有価証券評価差額金」の減少等により、資本の額が305億円減少したことが要因です。

### IV-3. 単体レバレッジ比率の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号	項目	当期末 2020年3月末	前期末 2019年3月末	
オン・バランス資産の額 (1)					
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額	5,062,004	4,995,661	
	1a	1	貸借対照表における総資産の額	5,082,150	5,014,316
	1b	3	貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)	20,146	18,655
2	7	Tier 1 資本に係る調整項目の額 (△)	10,997	10,019	
3		オン・バランス資産の額 (イ)	5,051,007	4,985,641	
デリバティブ取引等に関する額 (2)					
4		デリバティブ取引等に関するRCの額に1.4を乗じた額	—	—	
		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	472	209	
5		デリバティブ取引等に関するPFEの額に1.4を乗じた額	—	—	
		デリバティブ取引等に関するアドオンの額	805	1,042	
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	652	208	
6		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して差し入れた担保の対価の額	—	—	
		貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—	
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)	—	—	
8		清算会員である銀行が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)			
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額	—	—	
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)	—	—	
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	1,930	1,460	
レポ取引等に関する額 (3)					
12		レポ取引等に関する資産の額	—	—	
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)	—	—	
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額	6,047	3,228	
15		代理取引のエクスポージャーの額			
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)	6,047	3,228	
オフ・バランス取引に関する額 (4)					
17		オフ・バランス取引の想定元本の額	425,402	434,630	
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)	360,249	371,106	
19	6	オフ・バランス取引に関する額 (ニ)	65,152	63,523	
単体レバレッジ比率 (5)					
20		資本の額 (ホ)	215,441	246,246	
21	8	総エクスポージャーの額 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) (ヘ)	5,124,138	5,053,853	
22		単体レバレッジ比率 (ホ) / (ヘ)	4.20%	4.87%	

- ・上記は、平成26年金融庁告示第7号の別紙様式第3号に基づく開示事項です。
- ・旧計算告示第15条の規定によってデリバティブ取引に関する額を算出しております。
- ・「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より2014年1月に公表された「レバレッジ比率の枠組みと開示要件を定める国際合意文書」における開示様式に記載された項目番号です。

### IV-4. 前事業年度の単体レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

単体レバレッジ比率は、前事業年度比0.67%減少しました。  
「その他有価証券評価差額金」の減少等により、資本の額が308億円減少したことが要因です。

## V 報酬等に関する開示事項

### V-1. 報酬等に関する定性的な開示事項

#### 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

##### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

##### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査等委員であります。なお、社外取締役及び社外監査等委員を除いております。

##### ② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

##### イ. 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ですが、該当する連結子法人等はありません。

##### ロ. 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「当行の役員の報酬等」のうち、取締役（社外役員

を除く）と監査等委員（社外役員を除く）の報酬等の総額の合計を、同記載の取締役（社外役員を除く）と監査等委員（社外役員を除く）の員数の合計により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

##### ハ. 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

##### (2) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2019年4月1日～2020年3月31日)
取締役会	2回

(注) 報酬等の総額については、取締役会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

#### 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

##### (1) 監査等委員でない取締役の報酬の決定に関する方針

- 監査等委員でない取締役の報酬額につきましては、第107期定時株主総会でご承認いただいたとおり、確定金額報酬を年額220百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益水準を基準として次表のとりの範囲内としております。

表) 業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
20億円以下	ゼロ
20億円超～40億円以下	30百万円
40億円超～60億円以下	50百万円
60億円超～80億円以下	60百万円
80億円超～100億円以下	70百万円
100億円超	80百万円

- 監査等委員でない取締役の報酬の決定につきましては、取締役頭取が取締役に諮って決定することとしております。ただし、取締役会が代表取締役に一任することを妨げないものとしております。
- 監査等委員でない取締役の報酬は、(イ) 取締役の職務遂行の困難さ (ロ) 取締役の責任の重さ (ハ) 当行の業績 (ニ) 行員給与とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。
- 監査等委員でない取締役に対する、信託を用いた株式報酬制度の付与ポイント数は、本信託の信託期間である5年毎に金額上限500百万円の範囲内で、また、1事業年度あたり25,000ポイントの範囲内で、取締役頭取が取締役に諮って決定いたします。

##### (2) 監査等委員である取締役の報酬の決定に関する方針

- 監査等委員である取締役の報酬額につきましては、第107期定時株主総会でご承認いただいたとおり、確定金額報酬として年額65百万円以内と定めております。
- 監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議で、全員の同意を得て決定いたします。

### 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性

対象役員の報酬等の決定は、上記「2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項」に記載されているとおりです。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当行の財務状況等を勘案のうえ、決定しております。

### 4. 対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項

当行は対象役員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系は採用しておりません。

### 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

該当する事項はございません。

## V-2. 報酬等に関する定量的な開示事項

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番			イ	ロ
			対象役員	対象従業員等
1	固定報酬	対象役員及び対象従業員等の数	12	—
2		固定報酬の総額（3+5+7）	307	—
3		うち、現金報酬額	252	—
4		3のうち、繰延額	—	—
5		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬の額	54	—
6		5のうち、繰延額	54	—
7		うち、その他報酬額	—	—
8		7のうち、繰延額	—	—
9	変動報酬	対象役員及び対象従業員等の数	12	—
10		変動報酬の総額（11+13+15）	80	—
11		うち、現金報酬額	79	—
12		11のうち、繰延額	—	—
13		うち、株式報酬額又は株式連動型報酬の額	—	—
14		13のうち、繰延額	—	—
15		うち、その他報酬額	1	—
16	15のうち、繰延額	—	—	
17	退職慰労金	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
18		退職慰労金の総額	—	—
19		うち、繰延額	—	—
20	その他の報酬	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21		その他の報酬の総額	—	—
22		うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額（2+10+18+21）		387	—

・平成26年金融庁告示第7号の別紙様式に基づく開示事項です。

## REM2：特別報酬等

(単位：人、百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

## REM3：繰延報酬等

(単位：百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	繰延報酬等の残高	イのうち、調整又は変動の対象となる繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動しない調整を受けた変動額	割当て後の報酬等に関して、当該事業年度に指標等の変動に連動した調整を受けた変動額	当該事業年度に支払われた繰延報酬等の額
対象役員	現金報酬額	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	450	—	—	58
	その他報酬額	—	—	—	—
対象従業員等	現金報酬額	—	—	—	—
	株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—
	その他報酬額	—	—	—	—
総額	450	—	—	—	58

・平成26年金融庁告示第7号の別紙様式に基づく開示事項です。